

2025年7月7日（月）より

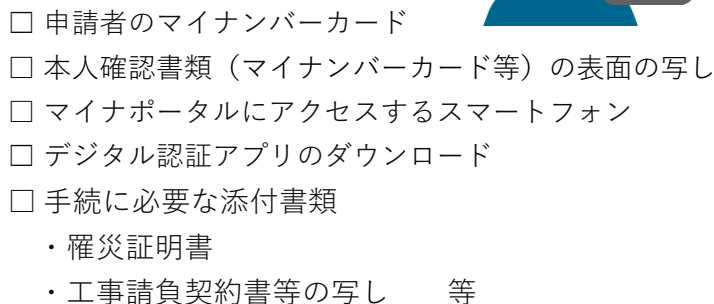
**【被災者生活再建支援金】のオンライン申請が
マイナポータル上でできるようになります**

オンライン申請利用のメリット

スマホひとつで。来庁不要

マイナポータルで結果を受け取り

必要なもの・事前の準備



※必要な添付書類の詳細は裏面（２ページ目）をご確認ください。

デジタル認証アプリの
ダウンロードはこちらから



<https://services.digital.go.jp/auth-and-sign/>

手順

- ① 二次元コードを読み取り申請画面を表示
- ② マイナポータルにログイン
- ③ デジタル認証アプリにログイン
- ④ 申請情報を入力し申請内容を確認

申請画面はこちらから



<https://myna.go.jp/general-electronic-application/procedure?applicationCode=008000020122106290191s2551610010000000000000000000000000>

お問い合わせ先

茂原市社会福祉課

茂原市道表1番地 平日8:30～17:15



☎ 電話での問い合わせ

0475-20-1571

 メールでの問い合わせ

syafuku@city.mobara.chiba.jp



- 申請に必要なとなる主な書類は次のとおりです。
- (公財) 都道府県センターHP (右記) に掲載の「申請書類チェックシート」を必ずご確認の上、書類をご準備ください。
- 各書類は、pdf形式のほか、書類全体が明瞭に判別できる写真 (画像) 形式でも提出可能です。

➤ 必要となる主な書類

被害の程度	基礎支援金の申請時	加算支援金の申請時
全壊	☐ 罹災証明書	☐ 工事請負契約書等 (全てのページ) の写し (※注)
半壊解体	☐ 罹災証明書 ☐ 公的機関発行の解体証明書 又は滅失登記簿謄本	☐ 同上
大規模半壊	☐ 罹災証明書	☐ 同上
中規模半壊	× (支給対象外)	☐ 罹災証明書 ☐ 工事請負契約書等 (全てのページ) の写し (※注)

(※注) 「建設・購入」、「補修」及び「賃借」のいずれかの再建方法に応じたものをご提出ください。

➤ 申請状況に応じて必要となる主な書類

- マイナポータル上の「公金受取口座」を利用しない場合
☐ 預金通帳の写し (※注)
- 被災時世帯主ではない方が申請を行う場合
☐ 被災時世帯主のマイナンバーカードの表面、裏面の写し
- 被災時世帯主ではなく、被災時同一世帯員への支給を希望する場合
☐ 当該世帯員の預金通帳の写し (※注)
☐ 委任状 ((公財) 都道府県センターHPに掲載の様式により作成してください。)
- 被災後に世帯主がお亡くなりになった場合
☐ 世帯主の住民票除票、戸籍又は死亡診断書

(※注) 銀行名、支店名、口座種別 (普通口座のみ可)、口座番号、口座名義人カナが分かる箇所を撮影してください。

➤ ご注意点

以下に該当する方は、茂原市社会福祉課窓口での申請をお願いします。

- ・被災した住所が、被災時の住民票上の住所と異なる方
- ・添付書類や「申請書類チェックシート」の内容についてご不明な点がある方 等